

扶育費返還規程

平成 16 年 1 月 29 日 制定

平成 20 年 1 月 11 日 変更

平成 21 年 12 月 12 日 変更

第 1 章 総則

(扶育費返還規程適用者)

第 1 条 天理教一れつ会（以下「本会」という）は、平成 16 年 4 月 1 日以降に扶育決定した大学扶育生及び大学院扶育生（育英生、留学生を除く）に対して本規程を適用し、それらの者を扶育費返還規程適用者（以下「適用者」という）とする。

(扶育費返還対象者)

第 2 条 本会は、適用者のうち扶育中途辞退後、または卒業（修了）後、扶育費を返還する者を扶育費返還対象者（以下「対象者」という）といい、原則として中途辞退、または卒業（修了）後、就職する者とする。

(扶育費返還免除)

第 3 条 適用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、扶育費返還を免除する。また、各号にまたがって連続して 2 年以上伏せ込んだ場合も扶育費返還を免除する。

一、天理教教会本部または天理教教庁で 2 年以上伏せ込んだ者（青年会本部、婦人会本部、少年会本部を含む）。

二、おやさと管内高校寮生活指導員として 3 年以上伏せ込んだ者。

三、上級教会（自教会は含まない）、信者詰所、教務支庁で 2 年以上伏せ込んだ者。

ただし、本人が教会長子弟で、特別に直属教会長から保証書が提出された場合は、本会理事会で内容を審議の上、自教会での伏せ込みを認める場合もある。

四、布教活動をする（教会本部所管各布教の家、教会布教施設、単独布教など）。

ただし、直属教会長からの保証書を必要とし、内容により本会理事会で審議する。

2 対象者が病気、災害、失職などにより返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて返還扶育費の一部または全額の返還を免除する場合がある。

3 対象者が死亡した場合は、死亡した翌月からの返還を免除する。

(扶育費返還猶予)

第 4 条 適用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出により、扶育費の返還を猶予する。

一、更に大学院、天理教校へ進学する場合。

二、天理教教会本部修養科（以下「修養科」）に入るか、または検定講習会を受講する場合。

ただし、上記猶予期間の後、引き続き第 3 条第 1 項の伏せ込みをする場合に限り、その期間を伏せ込みとみなす。

三、進学準備、就職準備などにより定時収入がなくなった場合。

四、扶育中途辞退後、引き続き大学（大学院）に在学する場合。

2 返還猶予の期間は、前項第一号に該当する場合は、その修業年限内とする。第三号に該当する場合は、1 年以内とし、願い出により 1 年ずつ延長することができる。第四号に該当する場合は、同校を卒業もしくは中途退学するまでとする。

(扶育費返還猶予願の提出)

第 5 条 扶育費の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した「返還猶予願」を提出しなければならない。

2 前条第 1 項第一号および第四号に該当し在学証明書を提出した者については、前項の規定にかかわらず、この提出をもって猶予願とみなす。

第2章 扶育費の返還

(返還契約と連帯保証人)

第6条 対象者となった者は、本会与返還扶育費を確認した上で返還についての契約を行う(返還誓約書)。その際の連帯保証人は原則として父または母とし、返還に関わる全責任を負うものとする。

(連帯保証人の変更)

第7条 対象者となった者は、連帯保証人を変更しようとするとき、または連帯保証人が死亡したときは、新たに連帯保証人を立てて、連帯保証人変更申請書を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還扶育費)

第8条 返還扶育費は、当該大学(大学院)において扶育された全額とする。ただし、大学院扶育生で大学から引き続き扶育を受け、大学卒業時に適用者であった場合、大学・大学院双方で扶育を受けた合計額を返還扶育費とする。

(扶育費返還対象者の異動届出)

第9条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直属教会長を経て直ちに届け出なければならない。

- 一、本人または連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき。
- 二、本人または連帯保証人が所属教会および直属教会を変更したとき。
- 三、連帯保証人を変更するとき。
- 四、本人または連帯保証人の重要な事項に変更があったとき。

(返還期間)

第10条 対象者は次の中から返還期間を選択することができる。また、返還途中でその返還期間を変更する場合は、「返還期間変更願」を提出する。

- 一、一括
- 二、5年(60ヵ月)
- 三、10年(120ヵ月)
- 四、15年(180ヵ月)
- 五、20年(240ヵ月)

(返還方法)

第11条 対象者は、前条の返還期間に従い次に挙げる方法によって返還するものとする。

- 一、ゆうちょ銀行の口座からの自動引き落としを原則とする。
- 二、一括返還の場合は、前号の他、事務局への直接返還を認める。
- 2 扶育費返還を怠ったと認められるときは、その者に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。
- 3 扶育費返還割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、本会与扶育費返還対象者との間で契約された割賦金額を下回ってはならない。

(返還義務不履行による罰則)

第12条 本会は、対象者またはその連帯保証人(保護者)若しくは保証人(直属教会長)が、割賦金の返還を1年以上にわたり延滞したときは、本会理事会の承認を得て、以後3年間は当該直属教会からの扶育生出願を拒否することができる。

第3章 補 則

(実施細目)

第13条 この規定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成21年12月12日から施行する。